

呉市文化芸術振興計画

「文化芸術を身近で感じられる，潤いあふれるまち」を目指して



【シビックモール潤いコンサート】

平成29年10月

呉市

はじめに

「文化芸術を身近で感じられる、潤いあふれるまち」を目指して

近年、価値観の多様化や余暇の拡大などを背景に、物質的のみならず精神的な豊かさを実感できる生活が求められるようになっていきます。

また、情報化、国際化の進展や交通の発達により、地域文化の向上や創造の新たな可能性が生まれると同時に、市民が地域への愛着や誇りがもてるよう、文化芸術を生かした地域づくりが必要となっています。

こうした中、市民の文化芸術に対する関心や期待も高まっており、生活においても、文化芸術の果たす役割はますます重要性を増しています。

本市においても、伝統文化が脈々と受け継がれており、市民による文化芸術活動が多様にかつ豊かに展開されています。

呉市は、平成17年3月の合併により新しい時代を迎え、美しい自然や歴史、文化、地域産業など、特色ある多くの地域資源を有することとなりました。

現在、平成17年4月に開館した呉市海事歴史科学館（大和ミュージアム）や、合併により新たに加わった地域資源を活用しながら、自然豊かな瀬戸内海やロマンあふれる歴史や文化など、地域の特色を活かした地域振興に取り組んでいます。

また、平成28年4月に中核市に移行したことや日本遺産に認定されたことを受け、本市の特性を活かした諸施策をより迅速、効率的に推進し、自主性と自立性を高めるとともにまちの魅力化と地域の活性化に取り組むこととしています。

文化芸術は、私たちの心に潤いや生きる活力をもたらすと同時に、人と人との交流を生み、地域の活性化にも大きな役割を果たすものです。

その認識の基に、このたび策定しました「呉市文化芸術振興計画」を今後10年間の呉市の文化芸術施策の指針とし、「文化芸術を身近で感じられる、潤いあふれるまち」という将来像の実現に向けて、文化芸術振興を総合的かつ計画的に推進し、心豊かで活力あふれる郷土の実現に向けて取り組んでまいります。

今後、文化芸術活動団体はもとより、市民の皆様と連携・協働しながら、様々な施策を展開してまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

終わりに、計画の策定に当たり呉市文化芸術振興計画策定懇話会をはじめ、多くの皆様から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに対し、深く感謝いたします。

平成29年10月

呉市長 小村 和年

目次

はじめに

1 計画の基本的事項	1
(1) 計画の背景.....	1
(2) 計画の位置付け.....	2
(3) 計画の期間.....	2
(4) 計画の対象とする文化芸術の範囲.....	2
2 呉市の文化芸術振興に関する現状と課題	3
(1) 文化芸術振興に関する現状.....	3
(2) 文化芸術振興に関する市民等の意識.....	4
(3) 文化芸術振興に関する課題.....	1 1
3 基本理念と目標	1 3
(1) 基本理念.....	1 3
(2) 基本目標.....	1 3
4 施策展開のテーマと方向性	1 4
(1) テーマと方向性.....	1 4
(2) 評価指標.....	1 5
5 重点的な施策展開	1 6
(1) 感じる－質の高い文化芸術に触れる機会の拡充に関すること－.....	1 6
(2) 育つ－市民の文化芸術活動の支援に関すること－.....	1 8
(3) 集う－文化芸術活動を促進する環境づくりに関すること－.....	2 0
(4) 残す－有形無形文化財の保存と担い手の育成に関すること－.....	2 2
(5) 継ぐ－伝統文化の継承に関すること－.....	2 4
(6) 生かす－文化財を活用した地域振興に関すること－.....	2 6
6 計画の推進に向けて	2 8
(1) 市民の役割.....	2 8
(2) 芸術家及び文化芸術活動団体の役割.....	2 8
(3) 事業者の役割.....	2 8
(4) 市の役割.....	2 9
おわりに	3 0

【資料編】

1 呉市の公共文化施設一覧.....	3 1
2 呉市の文化財一覧.....	3 4
3 呉市の日本遺産構成文化財写真一覧.....	3 8
4 呉市文化芸術振興計画策定懇話会設置要綱.....	4 1

1 計画の基本的事項

(1) 計画の背景

今日、人口減少・少子高齢化の進展，経済の低成長化・グローバル化，地球環境問題への関心の高まり，国民の価値観やライフスタイルの多様化などを背景として，国民の意識は，日常生活における心の豊かさを求める考え方に変化しつつあり，心豊かな市民生活の形成に資する文化芸術の役割が重要性を増しています。

文化芸術は，生活に感動や喜びをもたらし，新しいものの見方や価値観を育み，創造力を養います。また，その担い手となることで，自己表現による充実感を得ることができます。

伝統文化や文化財などは，それを継承することにより世代間のきずなが深まり，地域の人々が交流することで，自らの地域の文化を再認識し，誇りを持つことができるようになります。

また，これからの文化芸術を担っていく青少年が，人格形成にとって最も大切な時期に，鑑賞や表現活動などを通じて文化芸術に触れることにより，豊かな感性や多様な創造力を育むことに結び付いていきます。

このように，文化芸術は，心豊かな活力ある社会を形成する上で重要な役割を担っていますが，現状では，必ずしも本市の文化芸術活動が十分に行われているとはいえ，これまで本市において培われてきた文化芸術をどのように継承し，発展させ新たな文化芸術を創造していくかなど，本市の文化芸術の振興を計画性をもって体系的に図っていくことが課題となっています。

こうした中，国においては，平成13年に文化芸術の振興に関する国の基本理念と方向を示した「文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）」が施行され，平成27年には，第4次の「文化芸術の振興に関する基本的な方針」が公表されました。

これらの中で，地方公共団体においては，それぞれの地域の実情を踏まえた，特色ある文化芸術振興の主たる役割を担うことが求められています。

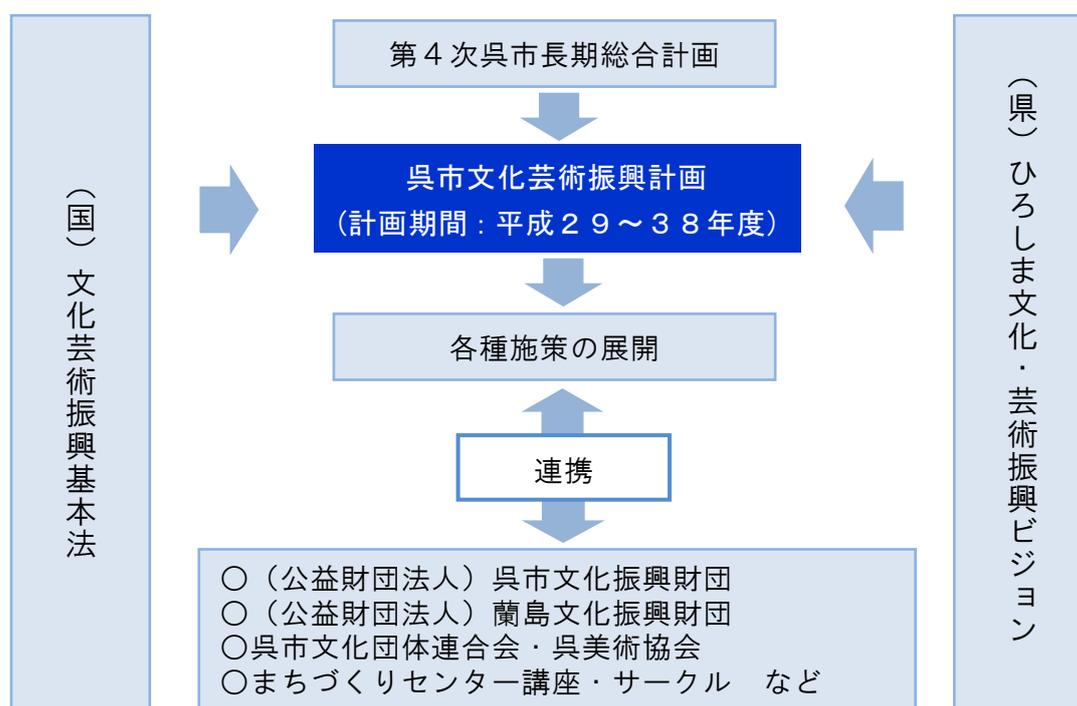
呉市文化芸術振興計画（以下「本計画」という。）は，こうした背景と課題を踏まえて，本市における文化芸術振興の理念を明らかにするとともに，文化芸術振興の目標と施策の方針を定めるもので，文化芸術振興施策を総合的，効果的に推進し，市民の文化芸術活動の促進を図り，誰もが心豊かに暮らせる活力のあるまちづくりに資することを目的とするものです。

(2) 計画の位置付け

本計画は、今後10年間、市民、芸術家、文化芸術活動団体、企業などの事業者及び行政の協働により呉市の文化芸術を振興していく基本となる指針とします。

本計画は、文化芸術の振興に関する国の方針や県の動向、市の上位計画である第4次呉市長期総合計画・後期基本計画を受けながら、今日的な課題に対応した文化芸術振興のための施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定します。

■呉市文化芸術振興計画の位置付け



(3) 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成38年度の10年間とします。

(4) 計画の対象とする文化芸術の範囲

本計画では、次のような範囲を「文化芸術」の対象とします。

芸 術	文学，音楽，美術，写真，演劇，舞踊，映画等のメディア芸術等
芸 能	講談，落語，浪曲，漫談，漫才，歌唱等
伝統文化	伝統芸能，祭礼行事等
文化財	有形・無形の文化財並びに保存技術等
生活文化	茶道，華道，書道，衣食住，国民娯楽等のその他の生活文化等

2 呉市の文化芸術振興に関する現状と課題

(1) 文化芸術振興に関する現状

ア 呉市の立地特性と文化芸術の継承

呉市は、瀬戸内海のほぼ中央部、広島県の南西部に位置し、瀬戸内海に面する陸地部と、倉橋島や安芸灘諸島などの島しょ部で構成される気候温和で自然環境に恵まれた都市です。

陸地部の北部には、灰ヶ峰、野呂山を始め、山が連なり、市域全体を通じて平坦地が少なく、集落が分断された形となっています。

こうした地形から山と海の風光明媚な自然に恵まれた地域特性の中で、様々な民俗芸能、祭りなどの年中行事や工芸技術などの伝統文化が育まれるとともに、特徴のある町並みが形成され、心豊かに暮らせる地域を形成してきました。

イ 旧海軍として栄えた文化芸術の継承

近代呉市の発展は、明治22年の呉鎮守府の開庁とともに本格的な海軍基地の建設が進められたことに端を発し、旧海軍の拡張とともに、工廠や関連施設が次々に建設され、全国各地から人々が集まり、明治35年10月1日に市制を施行、最盛期の昭和18年には人口40万人を超える、日本一の海軍工廠を擁するまちとして発展しました。

その後、終戦による旧海軍の解体とともに、その存立基盤を一挙に失い、人口も15万人に激減しましたが、平和産業港湾都市への転換により、瀬戸内海における有数の工業都市として広島県の産業経済の発展をけん引しています。

また、旧海軍が築いた水道施設や港湾施設、病院などの都市基盤は市民生活に欠かせないものとして現在も活用されており、市民の生活を豊かにする文化活動も脈々と受け継がれています。

ウ 多様な文化資源の活用

呉市は、平成17年4月までの近隣8町との合併により、下蒲刈の蘭島文化振興施設、重要伝統的建造物群保存地区の豊町御手洗の町並みや各地区の文化財など特色ある地域の文化資源を多数有することとなりました。

現在、呉市文化ホールや呉市立美術館などを始めとする既存の文化施設を、多くの市民が文化芸術に触れる機会を提供する場として活用しています。

また、平成28年3月に開館した「くれ絆ホール」を身近な文化活動の発表の場として活用しながら、市民の文化芸術活動の振興に取り組んでいます。

さらに、平成28年4月には、鎮守府が設置された旧軍港四市（神奈川県横須賀市・広島県呉市・長崎県佐世保市・京都府舞鶴市）が共同申請した「日本近代化の躍動を体感できるまち」が日本遺産に認定されるなど、呉市がたどった歴史や文化を大切にして、呉らしい文化活動の振興に取り組んでいます。

(2) 文化芸術振興に関する市民等の意識

本計画策定のための基礎資料とすることを目的として、市民及び文化芸術活動を行っている団体を対象にアンケート調査を実施しました。

ア 文化芸術振興に関する市民アンケート調査結果

■調査の概要

- ① 調査の主な内容
 - ・文化芸術に関する呉市のイメージ
 - ・文化芸術に関する鑑賞・活動状況
 - ・歴史文化の保護と活用を図るために必要な施策
 - ・文化芸術活動の推進を図るために必要な施策
- ② 調査対象者：市内に居住する18歳以上の市民 2,000人（無作為抽出）
- ③ 調査方法：郵送配布，郵送回収
- ④ 調査期間：平成28年8月22日～同年9月23日
- ⑤ 配布・回収の状況
 - ・配布数 2,000件，有効回収数 804件，有効回収率40.2%

(7) 回答者の属性

回答者の性別割合は、「男性」が40.0%、「女性」が59.7%で、女性の割合が高くなっています。

回答者の年齢別割合は、「70代以上」が30.3%で最も高く、次いで「60代」が23.1%、「40代」が14.9%などの順となっており、60代以上が53.4%と半数を占めています。

図1 回答者の性別

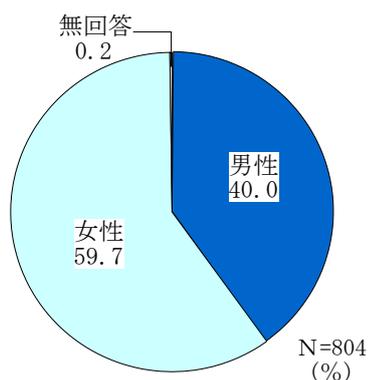
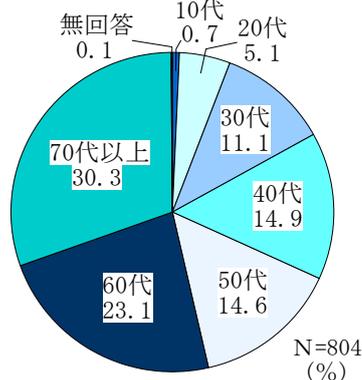


図2 回答者の年齢



(イ) 文化芸術に関する呉市のイメージ

呉市を「文化芸術活動が盛んなまち」と思う人と思わない人は、おおむね5割で2分されています。

「盛んではない」と思う人の理由として、「文化芸術の鑑賞機会が少ない」，「文化芸術に関する情報が少ない」を挙げた人の割合が高くなっています。

注：図中Nは有効回答者数，図中数値は割合を示す。（以下同様）

図3 「文化芸術活動が盛んなまち」かどうか

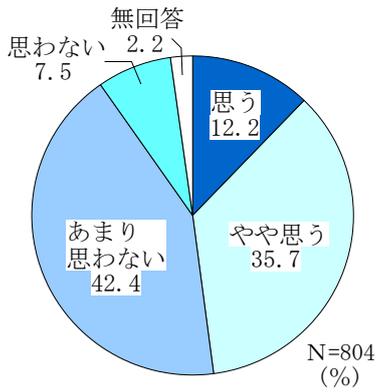


図4 文化芸術活動が盛んではないと思う理由 (複数回答, 回答数三つ以内)



(回答者は「文化芸術活動が盛んなまち」で「あまり思わない」「思わない」と回答した人)

(ウ) 文化芸術の鑑賞

この1年間に文化芸術を「鑑賞した」人の割合は42.9%、「鑑賞していない」は56.6%となっています。

「鑑賞した」人の主な鑑賞分野は、「絵画」(44.1%)、「映画」(31.9%)の割合が高くなっています。

図5 文化芸術の鑑賞経験 (1年以内)

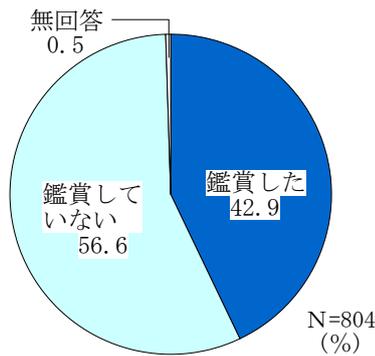
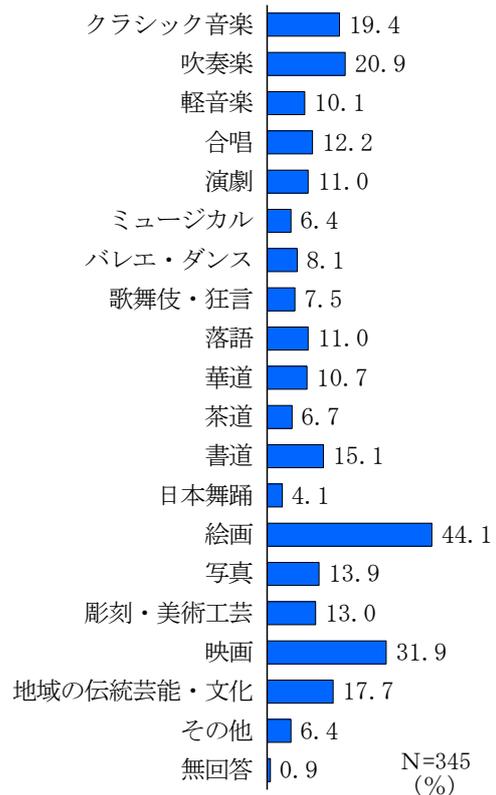


図6 主な鑑賞分野

(複数回答, 回答数無制限)



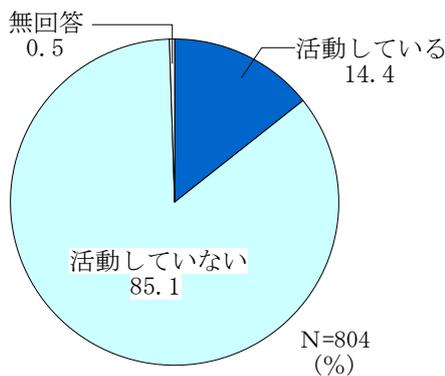
(回答者は「文化芸術等の鑑賞経験」で「鑑賞した」と回答した人)

一方、文化芸術を「鑑賞していない」人の鑑賞していない理由としては、「時間的に余裕がない」，「魅力ある催しがない」などを挙げた人の割合が高くなっています。

(イ) 文化芸術に関する活動状況

文化芸術活動をしていない人の割合は85.1%と高く，その理由として「時間的に余裕がない」，「参加したい活動がない」，「興味がない」などを挙げた人の割合が高くなっています。

図8 文化芸術に関する活動状況



このため，文化芸術鑑賞，活動への参加などを促す上では，時代のニーズに即した魅力ある催し物，文化芸術活動の普及や情報提供を図るとともに，「時間的に余裕がない」人も手軽に参加できる仕組みづくりについても検討する必要があります。

(オ) 歴史文化の保護と活用に関して必要なこと

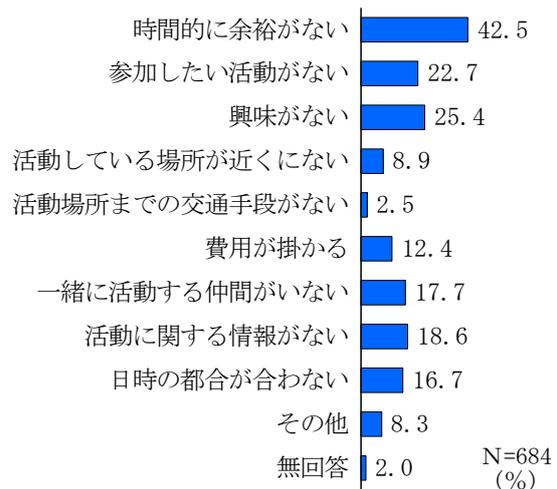
地域の伝統芸能・文化を継承・支援するために必要なこととしては，「担い手の育成」を，文化財等を保存するために必要なこととしては，「文化財の指定や保存・修復」と「地域や郷土史会等の保存・継承団体の活動」を挙げた人の割合が特に高くなっています。

図7 文化芸術等を鑑賞していない理由
(複数回答，回答数3つ以内)



(回答者は「文化芸術等の鑑賞経験」で「鑑賞していない」と回答した人)

図9 文化芸術活動をしらない理由
(複数回答，回答数三つ以内)



(回答者は「文化芸術に関する活動状況」で「活動していない」と回答した人)

図10 伝統芸能・文化を継承・支援するために必要なこと（複数回答，回答数三つ以内）

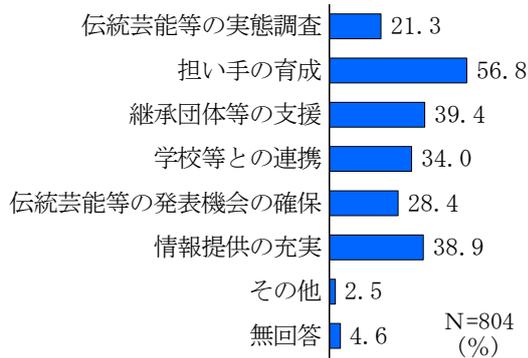
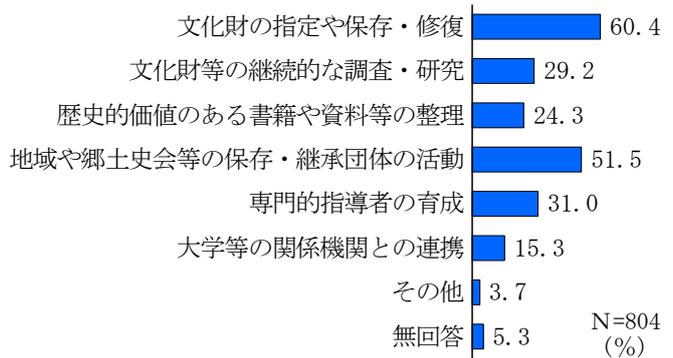


図11 文化財等を保存するために必要なこと（複数回答，回答数三つ以内）



また，文化財等の公開・活用に関しては，「文化財等に関する学習機会の提供」，「学校や関係団体機関との連携」，「文化財等に関する情報提供の充実」などを挙げた人の割合が高くなっています。

このため，伝統芸能・文化，文化財等に関する情報提供の充実を図るとともに，地域・市民団体や学校などと連携しながら，担い手の育成などを通じて，これらの継承と保存を図る必要があります。

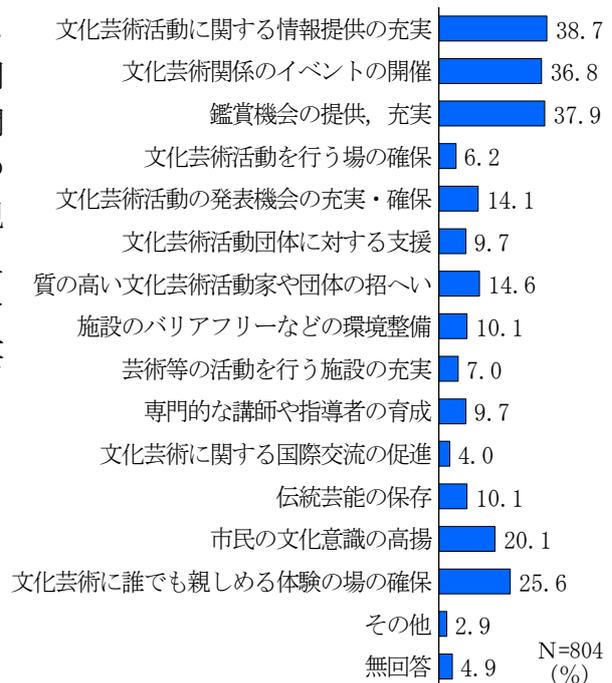
図12 文化財等を公開・活用するために必要なこと（複数回答，回答数三つ以内）



(カ) 文化芸術活動の推進を図るために必要なこと

文化芸術活動の推進を図るために必要なこととして，「文化芸術活動に関する情報提供の充実」，「文化芸術関係のイベントの開催」，「鑑賞機会の提供，充実」，「文化芸術に誰でも親しめる体験の場の確保」などを挙げた人の割合が高くなっており，これらを踏まえて，適切な振興策を進める必要があります。

図13 文化芸術活動の推進を図るために必要なこと（複数回答，回答数三つ以内）



イ 文化芸術振興に関する市民団体等アンケート調査結果

■調査の概要

- ① 調査の主な内容
 - ・団体の概要（活動内容，活動人数，活動頻度など）
 - ・団体の活動状況と問題点
 - ・文化芸術活動の推進を図るために必要な施策
- ② 調査対象者
 - ・呉市文化団体連合会に加入し，文化芸術活動を行っている団体
- ③ 調査方法：郵送配布，郵送回収
- ④ 調査期間：平成28年8月22日～同年9月23日
- ⑤ 配布・回収の状況
 - ・配布数 192件，有効回収数 138件，有効回収率71.9%

(7) 団体の概要

市民団体等の主な活動内容は，「音楽・演奏」，「コーラス・合唱」，「詩吟・吟詠」などをはじめ様々です。

■主な活動内容

活動内容	音楽演奏	コーラス合唱	演劇 バレエ ダンス	能 日本舞踊	落語 民謡	華道 茶道 書道	俳句 短歌 川柳	詩吟 吟詠	工芸 手芸 洋裁	その他 無回答
団体数	41	14	7	9	11	18	3	14	7	14

団体の活動人数は，「1～9人」，「10～19人」，「20～49人」，「50人以上」がそれぞれ2～3割を占めるなど，多様な構成となっています。

メンバーの中心年代別割合は，「60代」が52.9%，「70代」が43.5%であるなど，高年齢者の割合が高くなっています。

図14 団体の活動人数

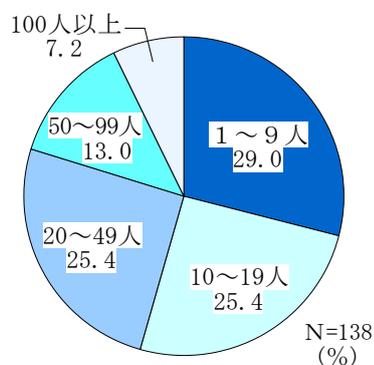


図15 団体メンバーの中心年代
(複数回答，回答数三つ以内)



注：図中Nは有効回答者数，図中数値は割合を示す。（以下同様）

(イ) 団体の活動状況

市民団体等の活動回数は「週に1回以上」が38.4%，「月に2～3回程度」が41.3%を占めるなど、盛んな活動が行われています。

団体の活動成果を発表する機会については、大半の団体が「ある」と答え、発表する回数は、「年に3回以上」が56.9%を占めるなど、活発な活動が行われています。

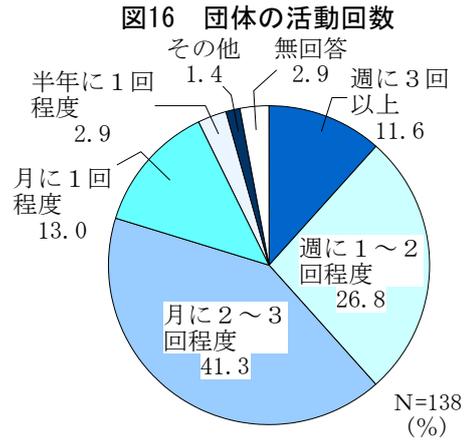


図17 活動成果の発表機会の有無

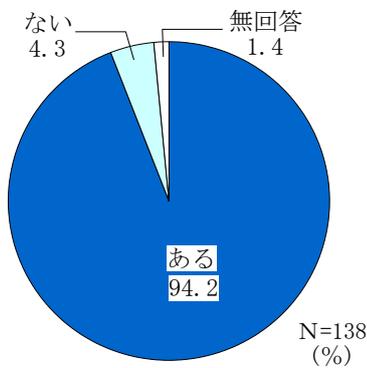
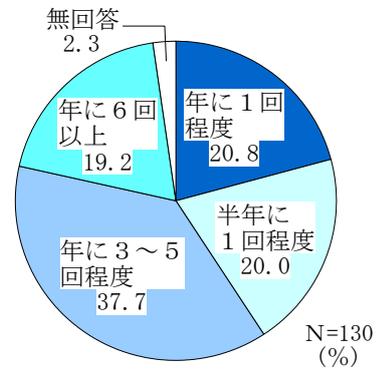


図18 活動成果を発表する回数

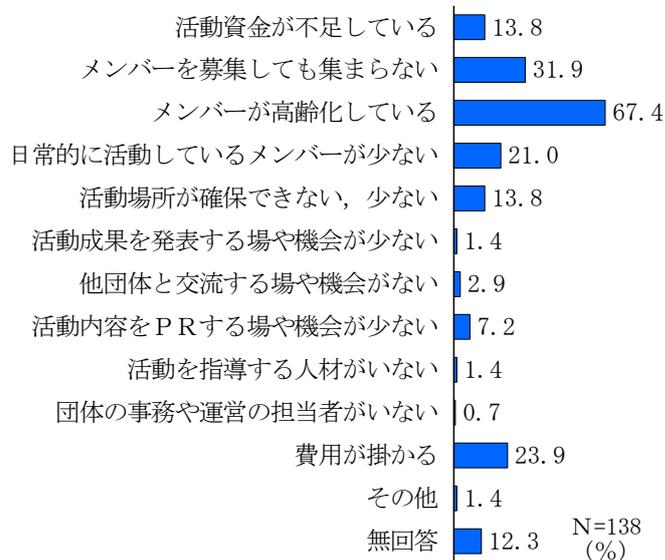


(回答者は「活動成果の発表機会の有無」で「ある」と回答した団体)

(ウ) 団体活動を行う上での問題点

団体活動を行う上での問題点は、「メンバーが高齢化している」，「メンバーを募集しても集まらない」などを挙げた団体の割合が高くなっており，対応策を検討する必要があります。

図19 団体活動を行う上での問題点
(複数回答，回答数三つ以内)



また、他の文化芸術関係団体、学校、地域の自治会等と連携している団体が約8割であることから、各種団体と連携することにより、活動を維持している状況が推察されます。

図20 他団体との連携状況
(複数回答, 回答数無制限)

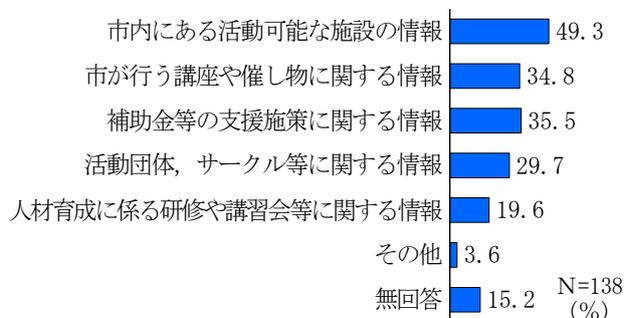


(I) 文化芸術活動の推進を図るために必要なこと

a 文化芸術に関して必要な情報

文化芸術に関して必要な情報としては、「市内にある活動可能な施設の情報」、「市が行う講座や催し物に関する情報」、「補助金等の支援施策に関する情報」、「活動団体、サークル等に関する情報」などを挙げた団体の割合が高くなっており、多岐にわたる情報提供の充実が求められています。

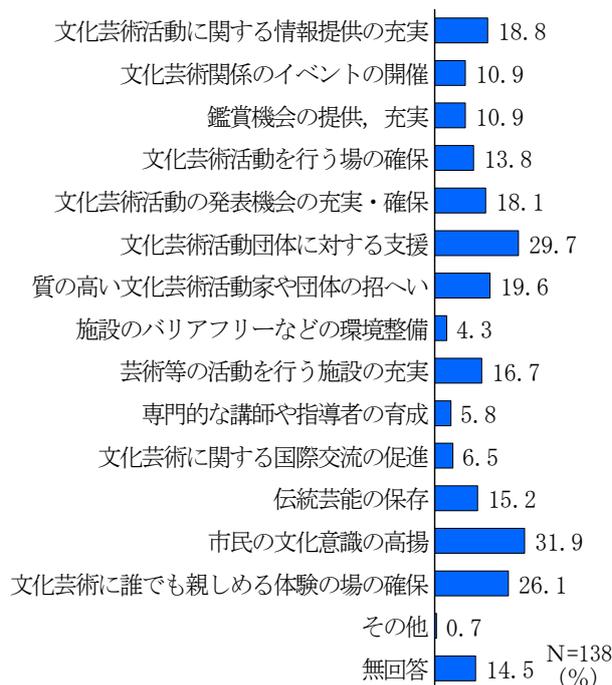
図21 文化芸術に関して必要な情報
(複数回答, 回答数無制限)



b 文化芸術活動の推進を図るために必要なこと

文化芸術活動の推進を図るために必要なこととして、「文化芸術活動団体に対する支援」、「市民の文化意識の高揚」、「文化芸術に誰でも親しめる体験の場の確保」などを挙げた団体の割合が高くなっており、これらを踏まえて適切な振興策を進める必要があります。

図22 文化芸術活動の推進を図るために必要なこと (複数回答, 回答数三つ以内)



(3) 文化芸術振興に関する課題

ア 文化芸術振興に関する現状から

(7) 呉市の立地特性と文化芸術の継承

瀬戸内海に面する陸地部と倉橋島や安芸灘諸島などの島しょ部で構成される地域の中で育まれた様々な伝統文化、自然環境、町並みなどを、地域の貴重な財産として継承する必要があります。

(イ) 旧海軍として栄えた文化芸術の継承

日本遺産に象徴される本市に存する旧海軍由来の建造物や生活文化などの文化資源を、市民共通の貴重な財産として周知し、継承する必要があります。

(ウ) 既存の文化施設と多様な文化資源の活用

呉市文化ホール、呉市立美術館、くれ絆ホールなどを、身近な文化活動の発表の場として今以上に活用する必要があります。

また、下蒲刈の蘭島文化振興施設、豊町御手洗の町並み、音戸の舟唄、倉橋の長門の造船歴史館などの各地区の文化財などを活用する必要があります。

イ 市民アンケート調査結果から

(7) 文化芸術に関する情報提供と体験機会の拡大

呉市を「文化芸術活動が盛んなまち」と思わない人がおおむね5割を占め、その理由として、「文化芸術に関する情報が少ない」、「文化芸術の鑑賞機会が少ない」などを挙げた人の割合が高くなっており、「文化芸術に関する情報の提供」と「文化芸術の鑑賞機会の拡大」に取り組む必要があります。

(イ) 文化芸術の活動の魅力化

この1年間に文化芸術を「鑑賞していない」人の割合は半数を超え、その理由として「時間的に余裕がない」、「魅力ある催しがない」を挙げた人の割合が高くなっています。

また、文化芸術活動について、活動をしていない人の割合は8割を超え、その理由として「参加したい活動がない」を挙げた人の割合が高くなっています。

このため、文化芸術の鑑賞、活動への参加を促す上では、催し物、活動の魅力化を図る必要があります。

(ウ) 文化芸術に手軽に参加できる仕組みづくり

文化芸術を鑑賞していない理由及び活動に参加していない理由に、「時間的に余裕がない」を挙げた人の割合が高いことや、文化芸術に誰でも親しめる体験の場の確保など、誰もが手軽に参加できる仕組みづくりについても検討する必要があります。

(イ) 伝統芸能・文化の継承と文化財等の保存

地域の伝統芸能・文化を継承するために必要なこととして「担い手の育成」を、文化財等を保存するために必要なこととして「文化財の指定や保存・修復」と「地域や郷土史会等の保存・継承団体の活動」を挙げた人の割合が特に高くなっています。

また、文化財等の公開・活用に関連しては、「文化財等に関する学習機会の提供」、「文化財等に関する情報提供の充実」、「学校や関係団体機関との連携」などを挙げた人の割合が高くなっています。

このため、担い手の育成を図るとともに、地域・市民団体や学校などと連携しながら、伝統芸能・文化の継承と文化財等の保存を図る必要があります。

ウ 市民団体等アンケート調査から

(ア) 多様な文化芸術活動の支援

本市では、多様な市民団体等により様々な文化芸術活動が活発に行われています。

一方で、これらの市民団体等の多くは、メンバーの高齢化、メンバー不足などの問題を抱えています。

このため、市民の文化芸術活動の振興を図る上では、これらの団体の活動と若者世代の加入による活性化を支援する必要があります。

(イ) 文化芸術に関する情報提供の充実

文化芸術に関して必要な情報については、「市内にある活動可能な施設の情報」、「補助金等の支援施策に関する情報」、「市が行う講座や催し物に関する情報」、「活動団体、サークル等に関する情報」などを挙げた団体の割合が高くなっており、多岐にわたる情報提供の充実を図る必要があります。

(ウ) 市民の文化意識の高揚

文化芸術活動を盛んにするために必要なことについて、「市民の文化意識の高揚」を挙げた団体の割合が最も高くなっています。

市民団体等による文化芸術活動への参加を促進する上でも、市民の文化芸術活動の裾野を広げることは不可欠であり、日本遺産、大和のふるさと、レンガの街、そして呉市出身の文化人など呉市を象徴する文化のイメージの下に、市民の文化意識の高揚を図る必要があります。

3 基本理念と目標

(1) 基本理念

文化芸術振興基本法第2条に示される文化芸術振興の基本理念を受けて、本市の文化芸術振興に関するまちづくりの基本理念を、次のように掲げます。

- 文化芸術活動を行う者の自主性と創造性が尊重され、その能力が十分に発揮されるまちづくり
- 市民が等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、これを創造することができるまちづくり
- 多様な文化芸術が保護され、その継承・発展が図られるまちづくり
- 地域の人々の主体的な活動により、多様で特色のある文化芸術が発展するまちづくり
- 呉市の文化芸術が広く国内、世界へ発信され、国際交流に資するまちづくり

(2) 基本目標

基本理念と市民調査等に基づく課題を踏まえ、次のような基本目標を掲げ、文化芸術の振興により、市民一人一人が心の豊かさと潤いを実感でき、活力あふれる呉市の実現を目指します。

基本目標

「文化芸術を身近で感じられる、
潤いあふれるまち」の実現

文化芸術活動を活性化し、文化力を高め、市民が心の豊かさと潤いを感じる。

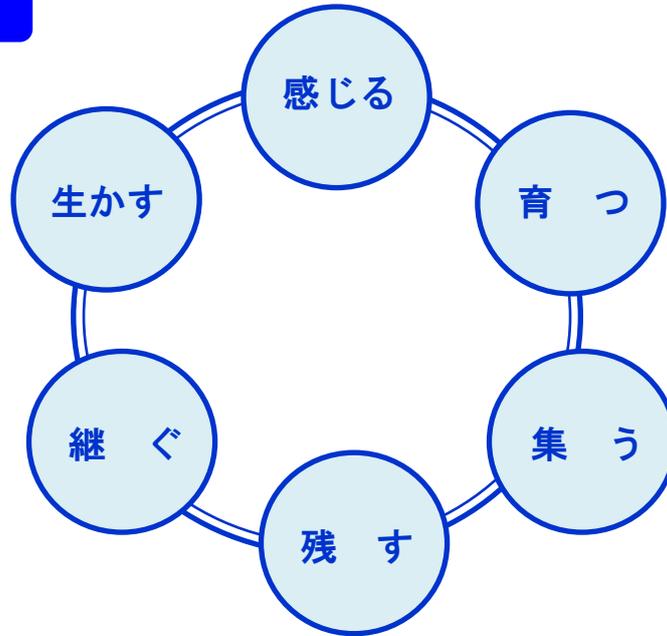
文化財の保護・活用をし、地域の伝統文化を継承し、次世代に引き継ぐ。

4 施策展開のテーマと方向性

(1) テーマと方向性

本計画では、基本目標の実現に向けた文化振興施策を推進するため、六つのテーマを設定し、施策展開の方向性を定めます。

テーマ



施策展開の方向性

(テーマ1 感じる)

質の高い文化芸術に触れる機会を拡充します。

(テーマ2 育つ)

市民の文化芸術活動を支援します。

(テーマ3 集う)

文化芸術活動を促進する環境をつくれます。

(テーマ4 残す)

有形無形文化財を保存し、担い手を育成します。

(テーマ5 継ぐ)

伝統文化を継承します。

(テーマ6 生かす)

文化財を活用し、地域振興を図ります。

(2) 評価指標

本計画が目指す「文化芸術を身近で感じられる，潤いあふれるまち」の実現に向け，次に掲げる評価指標を，本計画における成果を判断する数値目標として定め，達成に向けての取組を充実していきます。

基本目標	施策展開	指 標	現状値	目標値 (H38)
文化芸術活動を活性化し，文化力を高め，市民が心の豊かさと潤いを感じる。	1 質の高い文化芸術に触れる機会を拡充します。	年1回以上，映画，音楽，演劇，文化財等の文化芸術の催しを鑑賞した人の割合	42.9% (H28)	60%以上
	2 市民の文化芸術活動を支援します。	文化芸術の活動をしている人の割合	14.4% (H28)	20%以上
	3 文化芸術活動を促進する環境をつくります。	本市は文化芸術活動の盛んなまちと思う人の割合	47.9% (H28)	60%以上
文化財の保護・活用をし，地域の伝統文化を継承し，次世代に引き継ぐ。	4 有形無形文化財を保存し，担い手を育成します。	文化財学習講座の参加人数	157人 (H28)	250人以上
	5 伝統文化を継承します。	市無形文化財に指定している伝統文化	5件 (H28)	6件以上
	6 文化財を活用し，地域振興を図ります。	呉市内の文化施設の来館者数	65,738人 (H28)	80,000人以上

5 重点的な施策展開

(1) 感じる一質の高い文化芸術に触れる機会の拡充に関すること一

質の高い文化芸術に触れることは、私たちに感動や安らぎ、生きる喜びをもたらすだけでなく、心に潤いをもたらし、心豊かで安らぎのある生活を送ることにつながります。

また、文化芸術は、市民がお互いに理解し、交流するきっかけづくりにもなり、活力ある市民生活を形成していく上でも、極めて重要な意義をもっています。

このため、市民が生涯を通じて文化芸術に親しむため、質の高い文化芸術に触れる機会を設けるとともに、自主的で活発な文化芸術活動が行える土壌づくりが必要です。

【重点的な施策】

- 呉市内の文化施設や公共施設等において、これらの施設の指定管理者等と連携・協力体制を構築し、優れた一流の舞台芸術、音楽、美術などの魅力ある鑑賞機会の拡充を行うとともに、市民が気軽に文化芸術に触れることのできる講習会、ワークショップ、地域への訪問活動などの参加・体験型事業の充実を図ります。
- 呉市内の文化芸術活動団体及び高等教育機関と連携して、文化芸術に関する講習会やワークショップを開催して、市民が文化芸術に接する機会の拡充に努めます。
- 呉市の小・中・高等学校などの学校教育における文化芸術の振興を図るため、一流の芸術家による演奏会などの鑑賞機会や呉市内の文化芸術活動団体による指導の機会を設けます。
- 市民に文化芸術を身近に感じて、親しんでもらうために、市役所1階のシビックモール、公共交通機関の駅、地域の公共施設や商業施設でコンサートや美術展覧会などのイベントを開催し、生涯を通じて文化芸術と親しむきっかけづくりに努めます。



呉市文化ホールNHK交響楽団コンサート



シビックモール潤いコンサート



蘭島閣美術館ギャラリーコンサート

(2) 育つー市民の文化芸術活動の支援に関することー

特にこれからの文化芸術振興を担う子どもたちが、様々な文化に触れ、自ら文化芸術活動に取り組むことは、健全な成長を促す上で重要なことです。

また、青少年期における印象的な文化芸術体験は、生涯にわたって文化芸術に対する関心を持ち、理解を深めていくための基礎となるものです。

市民、特に次世代の文化芸術の担い手となる子どもたちが、多様な文化芸術に接する機会を拡充させるとともに、自ら求めて文化芸術活動を行うことができるように、環境の整備を図ることが重要です。

【重点的な施策】

- 地域の身近な施設を活用し、一流の芸術家による地域への訪問活動などにより、子どもたちに対して芸術の鑑賞と技術指導などの機会の拡充を図り、未来の芸術家育成支援に努めます。

また、各地域において、子ども・若者文化活動支援事業など子どもたちが取り組む文化芸術活動への指導や助言を行う指導者の養成及び確保を推進します。

- 芸術家と市民、事業者、行政をつなぎ、文化芸術活動を企画・運営し、文化芸術の新たな可能性を開拓できる人材の育成に取り組みます。

- 呉市にゆかりのある芸術家を招へいして発表活動を行い、優れた芸術家を生み出すよう努めます。

- 文化芸術活動を担う意欲にあふれた優れた人材の確保や、文化芸術の国際交流を図るため、基隆市（台湾）との姉妹都市提携の機会を捉え、文化芸術面での交流を図ります。

- 市民の文化芸術活動の発表の場として、呉市美術公募展、呉美術協会会員展や呉市春・秋の文化祭、けんみん文化祭ひろしまなどにおいて、文化芸術活動団体と連携し、協力しながら支援を行います。



呉市春の文化祭



けんみん文化祭ひろしま



呉市美術公募展

(3) 集うー文化芸術活動を促進する環境づくりに関することー

市民の文化芸術活動を促進するためには、その拠点となる文化施設等の整備とともに、シビックモール潤いコンサートの充実など日常的に文化芸術活動を行うことができる場を提供することが必要です。

これらの施設においては、市民の多様なニーズに対応した機能の充実を図ることが重要であると考えます。

また、市民が文化芸術に親しみをもちつためには、何らかのきっかけが必要です。

それは一枚の絵画や友人に誘われて鑑賞した演劇、ふと訪れた歴史的建造物の文化財だったりします。

このようなきっかけを作り出すために、美術展、演劇、音楽会などの情報や身近な文化財等の情報を、多方面へ積極的に提供し周知を図ることが必要です。

【重点的な施策】

● 呉市文化ホール、呉市立美術館、蘭島文化振興施設、くれ絆ホール、生涯学習センター等の公共施設については、法定点検を履行し、計画的に修繕を行い、適正に施設を維持管理するとともに、障がい者、高齢者、妊産婦や乳幼児にもやさしく使いやすい施設に整備して、文化芸術の鑑賞や文化芸術活動の日頃の成果発表及び練習での活動の場の拡充を図ります。

● 地域の芸術家、伝統芸能、技能保持者や愛好家が、交流する場の確保に努めます。

● 文化施設の施設予約等に、情報通信技術を活用し、利用者の利便性の向上に努めます。

● 文化芸術に関する市民の多様なニーズに応えるため、インターネットや新聞、呉市政だより、呉市ホームページ等の誰でも手軽に情報を入手できる方法で、文化芸術関連のイベント情報や文化芸術活動及び身近な文化財等の情報提供の推進に努めます。



呉市文化ホール



呉市立美術館



蘭島文化振興施設



くれ絆ホール

(4) 残す一有形無形文化財の保存と担い手の育成に関すること一

文化財は、市民が郷土の歴史・自然や文化を理解し学ぶ上で欠かせないものであり、新たに文化を創造していく上での基礎となるものです。

このため、市民共通の財産である入船山記念館、旧澤原家住宅、本庄水源地えん堤、重要伝統的建造物群保存地区の豊町御手洗の町並みなどの歴史的建造物及び史跡等の文化財の保存整備を進め、次世代に引き継いでいくとともに、一般に公開し活用していくことが重要です。

【重点的な施策】

- 呉市内の優れた文化財を後世に伝えるため、適正に文化財の保存を行うとともに、文化財的に価値のあるものについては、文化財の指定を行い、その保存・周知・継承を行います。
- 文化財の公開や展示会を開催するとともに、広報やホームページ等を通して、文化財に関する情報の提供を図ります。
- 市民の文化財保護活動への参加を促進するとともに、文化財の解説ができる「くれ文化遺産コンシェルジュ」の育成を図ります。
- 市民との協働により、文化財の防火、防災等安全対策の充実を図ります。
- 学校や地域において文化財を学習し、体験することができる機会を拡充し、子どもたちや市民が、ふるさとの歴史・自然や地域に伝わる文化財に触れて学ぶ機会を提供します。
- 重要伝統的建造物群保存地区の豊町御手洗の町並み保存事業や同地区に所在し、江戸時代の茶室を有する旧金子家住宅などの文化財の一般公開及び活用を積極的に行い、地域の活性化に努めます。



文化財防火デーでの防火訓練（国重要文化財・入船山記念館）



文化財訪ね歩き（国重要文化財・旧澤原家住宅）



豊町御手洗の旧金子家住宅の修復

(5) 継ぐー伝統文化の継承に関することー

地域の中で育まれてきた民俗芸能、祭り、年中行事や工芸技術などの伝統文化は、暮らしに彩りと潤いを与え、市民の心を豊かにして、地域の連帯や世代間交流に重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、本市においても少子高齢社会の到来、地域活動の衰退などにより、伝統文化の担い手が減少し、存続の危機にある伝統文化も存在します。

地域の伝統文化を次世代に引き継いでいくためには、時代の変化に応じた形で発展、継承させていくことが重要だと考えます。

【重点的な施策】

- 民俗芸能等の伝統文化の保存、継承のための支援を行い、後継者養成に努めます。
- 民俗芸能の公開や、伝統工芸のワークショップを行い、伝統文化に接する機会の拡充を図ります。
- 学校教育における伝統文化の学習機会の拡充に努め、ふるさと呉の歴史や地域に伝わる伝統文化を学習する機会を提供します。
- 市内の各地域特有の身近な盆踊りや祭りなどの民俗芸能を伝承していく地域活動に対して支援をしていきます。



音戸の舟唄全国大会



呉音頭



小坪神楽

(6) 生かすー文化財を活用した地域振興に関することー

近年においては、文化財の活用が地域振興や地方創生にも資するものとの認識が高まってきており、文化財の活用に期待される効果や役割が拡大しています。

また、市の「宝」である文化財を「保存」することに加え、その特性や保存に配慮しつつ、魅力を一層引き出すような形での「発信」、「活用」を行っていくことが求められています。

今後は、文化財の鑑賞による「公開による活用」にとどまらず、日本遺産や下蒲刈の朝鮮通信使、豊町御手洗の町並みなど地域の歴史的の魅力や特色を国内外へ積極的に情報発信を行いながら、関係市町及び関係部局と連携を図り、まちの賑わい創出、地域活性化に取り組んでいきます。

【重点的な施策】

- 日本遺産のストーリーを全国、海外に発信し、ブランド価値を高めるとともに、呉市を訪れる人を増やし、交流人口の拡大を目指します。
- 日本遺産や豊町御手洗の町並みなど地域の特色ある歴史・文化について、市民に対する学習機会を設け、次世代への継承に取り組めます。
- 日本遺産による旧軍港四市のつながりをさらに広げるため、「造船業」や「近代化遺産」、「食文化」さらにその時代に四市で活躍した歴史的「人物」のつながりを基に交流を図り、特色ある都市ブランド化を図ります。
- 下蒲刈の朝鮮通信使、豊町御手洗の町並み、くらはし遣唐使など地域の特色ある歴史・文化資源の活用を図ります。
- 江戸時代の外国使節団「朝鮮通信使」に関する資料のユネスコ世界記憶遺産への登録を視野に入れ、積極的な情報発信に努め、観光客の誘客を図ります。



旧呉鎮守府司令長官官舎（国重要文化財）



豊町御手洗の町並み保存地区でのイベント



朝鮮通信使再現行列

6 計画の推進に向けて

本計画に掲げる文化芸術振興のための各施策を円滑かつ効果的に推進するに当たっては、市民、芸術家、文化芸術活動団体、事業者及び行政がそれぞれ対等な立場で、良きパートナーとして連携し、次に掲げる役割を十分に理解した上で、市民の生きがいがいづくりに寄与する呉市の文化芸術振興に取り組んでいくことが大変重要と考えます。

(1) 市民の役割

市民は、呉市の文化芸術振興の主役であり担い手であることから、文化芸術に積極的に触れ、活動することを通じて、それぞれが持つ力を存分に発揮することが求められています。

また、市民が積極的に文化芸術に親しむことは強制されてではなく、市民自らが自発的に活動することが重要で、そうすることによって市全体が明るく元気になり、多くの市民が心の豊かさや生きがいを実感できるようになることが期待されます。

(2) 芸術家及び文化芸術活動団体の役割

芸術家及び文化芸術活動団体には、呉市の文化芸術振興をリードし、多くの市民にその素晴らしさを伝えていくとともに、次世代の文化人やトップアーティストを育てていく役割が求められています。

また、文化芸術活動団体には、自発性・自立性・創造性を発揮して、特色のある文化芸術活動を独自に展開するとともに、関係機関等と連携・協力しながら、呉市の文化芸術振興に貢献することが求められています。

特に、日々の研さんの成果を発表する場である演奏会、舞台発表会、呉市美術公募展や会員展などを通じて、広く市民が音楽、舞台芸術、美術鑑賞等に触れることのできる場を積極的に提供するとともに、学校等で子どもたちに文化芸術の素晴らしさに触れてもらう機会を提供し、これからの文化芸術活動を担う次世代の人材育成を行っていくことも期待されています。

また、若手芸術家の育成を推進し、自らの団体への若者の加入を促進することによって団体の活性化を図るなど、これからの時代に合致した団体運営への発展的転換が求められています。

(3) 事業者の役割

企業等の民間団体も呉市の文化芸術活動を担う地域の一員であり、民間ならではの事業ノウハウや人的・財政的支援など、自由で画一的でない多様な支援策により、文化芸術活動を積極的に支援することが期待されています。

また、社員が文化芸術活動に触れることのできる職場環境づくりに取り組むことによって、ゆとりと潤いのある生活を生み、その結果、社員の士気を高め、豊かな発想や創造力を高めることもできることから、社員が文化芸術活動に参加し

やすくなる方策を講ずることも望まれています。

(4) 市の役割

ア 文化芸術振興に関する総合調整

市民の生きがいづくりに寄与するため、文化芸術振興を支える環境づくりを継続的に行うとともに、子どもや若者が本物の芸術に触れる機会を拡充するなど、人材育成をしていくことが求められています。

そのため市は、呉市の文化芸術振興に係る基本的な方針の策定及び全体の総合調整役として、本計画の推進に努めるとともに、市民の文化芸術活動への参加意識を高める上からも、呉市の文化芸術活動に関する統計調査やアンケート調査等を定期的に実施して、本市の文化芸術の現状や市民の意見・要望のきめ細かな把握に努めます。

また、文化行政に関わる関係機関や観光、教育、福祉等の様々な行政分野間の連携・協力を進めていきます。

イ 質の高い文化芸術に触れる機会の拡充

市民が生涯を通じて文化芸術に親しむために、一流の芸術家による演奏会や展覧会並びに技術講習会等を開催するなど文化芸術に触れる機会を設けるとともに、自主的で活発な文化芸術活動が行える土壌づくりを行う必要があります。

ウ 市民文化芸術活動への支援

呉市における文化芸術振興のためには、既存の文化芸術活動団体への人的・財政的支援を行うほか、新たな呉市の文化を生み出す原動力となる若手芸術家や、新たに文化芸術活動に取り組む団体・市民を積極的に支援する必要があります。

エ 文化芸術振興を支える環境づくり

市民の文化芸術の発表の場や本物の文化芸術に触れることのできる場所である呉市文化ホール、くれ絆ホール、呉市立美術館等の文化施設の整備や、呉市の貴重な財産として後世に引き継がなければならない旧呉鎮守府司令長官官舎や旧澤原家住宅等の文化財の適切な維持管理に努め、呉市の文化芸術活動の拠点整備に努めなければなりません。

オ 文化振興財団等との連携

文化振興財団等の文化振興に深く関連する団体については、自身の事業を実施するだけでなく、市民や文化芸術活動団体とのネットワークづくりや文化芸術活動の支援を行ってもらうため、市として文化振興財団等と連携する必要があります。

カ 人材育成

市は、関係団体と連携しながら、市民（特に小中学生を含む若者）に本物の文化芸術に触れる機会の提供や文化芸術を活用した教育を実施することにより、子どもたちの豊かな人間性と多様な個性を育成していく必要があります。

また、そのことが、呉市の文化芸術を次の世代に引き継ぎ、更に発展させていくことにもつながるものと考えています。

おわりに

呉市の文化芸術の担い手は市民そのものであり、市民こそがその主役です。

こうしたことを理解した上で、市民、芸術家、文化芸術活動団体、事業者及び行政がそれぞれに期待される役割を果たすことにより、本市において様々な文化が栄えていくことが期待されます。

市民の皆様が、文化芸術活動を通じて明るく、元気になり、それを次の世代につなげていくことが、本計画の目指すところです。

資料編

1 呉市の公共文化施設一覧

平成29年4月1日現在

表 呉市の公共文化施設一覧 (1/3)

番号	名称	所在地・問い合わせ	施設概要
1	くれ絆ホール	くれ絆ホール事務室 呉市中央4丁目1番6号 0823-25-0306	【建物】 鉄骨造 【敷地面積】 11,807㎡ 【延床面積】 2,755㎡ 【客席数】 581席 【利用時間】 8時30分～22時00分 【休館日】 12/29～1/3
2	呉市文化ホール	指定管理者 (公財) 呉市文化振興財団 呉市中央3丁目10番1号 0823-25-7878	【建物】 鉄筋コンクリート造ほか(地下2階, 地上4階, 塔屋2階) 【敷地面積】 4,293㎡ 【延床面積】 14,393㎡ 【客席数】 1,614席 【利用時間】 9時00分～22時00分 【休館日】 月曜日(祝日等の場合は翌日), 12/29～1/3
3	呉市立美術館	指定管理者 (公財) 呉市文化振興財団 呉市幸町入船山公園内 0823-25-2007	【建物】 鉄筋コンクリート 【敷地面積】 78,867㎡ 【延床面積】 2,790㎡ 【利用時間】 10時00分～17時00分 【休館日】 火曜日(祝日等の場合は翌日), 12/29～1/3
	呉市立美術館(別館)	指定管理者 (公財) 呉市文化振興財団 呉市幸町入船山公園内 0823-25-2007	【建物】 鉄筋コンクリート 【敷地面積】 5,408㎡ 【延床面積】 777㎡ 【利用時間】 10時00分～17時00分 【休館日】 火曜日(祝日等の場合は翌日), 12/29～1/3
4	蘭島閣美術館	指定管理者 (公財) 蘭島文化振興財団 呉市下蒲刈町三之瀬200番地の1 0823-70-8022	【建物】 木造2階建(一部3階, 一部地下) 【敷地面積】 1,401㎡ 【延床面積】 1,056㎡ 【利用時間】 9時00分～17時00分(入館は16:30まで) 【休館日】 毎週火曜日(祝日の場合は翌日)
	蘭島閣美術館(別館)	指定管理者 (公財) 蘭島文化振興財団 呉市下蒲刈町三之瀬195番地	【建物】 木造瓦葺1階建 【敷地面積】 592㎡ 【延床面積】 368㎡ 【利用時間】 9時00分～17時00分(入館は16:30まで) 【休館日】 毎週火曜日(祝日の場合は翌日), 12/29～1/3
5	白雪楼	指定管理者 (公財) 蘭島文化振興財団 呉市下蒲刈町三之瀬197番地 0823-65-3066	【建物】 木造瓦葺2階(茶室一部檜皮葺) 【敷地面積】 592㎡ 【延床面積】 173㎡ 【利用時間】 9時00分～17時00分(入館は16:30まで) 【休館日】 毎週火曜日(祝日の場合は翌日), 12/29～1/3
6	松濤園	指定管理者 (公財) 蘭島文化振興財団 呉市下蒲刈町下島2277番地 0823-65-2900	【敷地面積】 4,212㎡ 【利用時間】 9時00分～17時00分(入館は16:30まで) 【休館日】 毎週火曜日(祝日の場合は翌日), 12/29～1/3
	陶磁器館		【建物】 木造瓦葺2階建(茶室茅葺2階建) 【延床面積】 233㎡
	朝鮮通信使資料館		【建物】 木造板・瓦葺2階建 【延床面積】 576㎡
	あかりの館		【建物】 木造本瓦葺2階建 【延床面積】 464㎡
	蒲刈島御番所		【建物】 木造平屋 【延床面積】 67㎡
7	昆虫の家「頑愚庵」	指定管理者 (公財) 蘭島文化振興財団 呉市下蒲刈町下島2364番地の3 0823-70-8007	【建物】 木造瓦葺2階建 【敷地面積】 768㎡ 【延床面積】 216㎡ 【利用時間】 9時00分～17時00分(入館は16:30まで) 【休館日】 毎週火曜日(祝日の場合は翌日), 12/29～1/3

表 呉市の公共文化施設一覧 (2/3)

番号	名 称	所在地・問い合わせ	施設概要
8	三之瀬御本陣芸術文化館	指定管理者 (公財) 蘭島文化振興財団 呉市下蒲刈町三之瀬311番地 0823-70-8088	【建 物】 鉄筋2階建 (一部地下) 【敷地面積】 852㎡ 【延床面積】 1,064㎡ 【利用時間】 9時00分～17時00分 (入館は16:30まで) 【休 館 日】 毎週火曜日 (祝日の場合は翌日), 12/29～1/3
9	春蘭荘	指定管理者 (公財) 蘭島文化振興財団 呉市下蒲刈町池之浦3158番地 0823-65-2029	【建 物】 木造平屋建 【延床面積】 494㎡ 【休 館 日】 毎週火曜日 (祝日の場合は翌日), 12/29～1/3
	松籟亭		【建 物】 木造平屋建 【延床面積】 63㎡ 【休 館 日】 毎週火曜日 (祝日の場合は翌日), 12/29～1/3
	煎茶室		【建 物】 木造平屋建 【延床面積】 15㎡ 【休 館 日】 毎週火曜日 (祝日の場合は翌日), 12/29～1/3
10	貝と海藻の家	指定管理者 (株) ビルックス 呉市下蒲刈町下島839番地の16 0823-70-8151	【建 物】 鉄骨造平屋建 【敷地面積】 4,920㎡ 【延床面積】 368㎡ 【利用時間】 9時00分～17時00分 (入館は16:30まで) 【休 館 日】 毎週火曜日 (祝日の場合は翌日), 12/29～1/3
11	安浦歴史民俗資料館 (南薫造記念館)	安浦歴史民俗資料館 呉市安浦町内海南2丁目13番10号 0823-84-6421	【建 物】 木造平屋建, 鉄筋コンクリート平屋建 【敷地面積】 1,933㎡ 【延床面積】 719㎡ 【利用時間】 9時00分～16時30分 【休 館 日】 毎週火曜日 (祝日の場合は翌日), 12/29～1/3
12	倉橋歴史民俗資料館	指定管理者 (一財) 倉橋まちづくり公社 呉市倉橋町440番地 0823-53-2010	【建 物】 鉄筋コンクリート2階建 【敷地面積】 3,193㎡ 【延床面積】 306㎡ 【利用時間】 9時00分～16時30分 【休 館 日】 毎週月曜日 (祝日の場合は翌日), 12/29～1/3
13	長門の造船歴史館	指定管理者 (一財) 倉橋まちづくり公社 呉市倉橋町171番地の7 0823-53-0016	【建 物】 鉄筋コンクリート3階建 【敷地面積】 1,338㎡ 【延床面積】 1,200㎡ 【利用時間】 9時00分～16時30分 【休 館 日】 毎週月曜日 (祝日の場合は翌日), 12/29～1/3
14	豊浜ふるさと文化伝承館	呉市豊浜市民センター 呉市豊浜町大字豊島字峰3082番11 0823-68-2211	【建 物】 鉄筋コンクリート 【敷地面積】 618㎡ 【延床面積】 266㎡ 【利用時間】 随時 【休 館 日】 -
15	江戸みなとまち展示館	呉市豊市民センター 呉市豊町御手洗字蛭子町243番地7 0823-66-2131	【建 物】 鉄骨造2階建 【敷地面積】 397㎡ (乙女座含む。) 【延床面積】 174㎡ 【利用時間】 9時00分～17時00分 【休 館 日】 火曜日 (祝日等の場合は翌日), 12/29～1/3
16	乙女座	呉市豊市民センター 呉市豊町御手洗字蛭子町243番地1 0823-66-2131	【建 物】 木造2階建 【敷地面積】 397㎡ (江戸みなとまち展示館含む。) 【延床面積】 317㎡ 【利用時間】 9時00分～17時00分 【休 館 日】 火曜日 (祝日等の場合は翌日), 12/29～1/3
17	若胡子屋跡	呉市豊市民センター 呉市豊町御手洗字天神町149番地1 0823-66-2131	【建 物】 木造2階建 【敷地面積】 892㎡ 【延床面積】 426㎡ 【利用時間】 9時00分～17時00分 【休 館 日】 火曜日 (祝日等の場合は翌日), 12/29～1/3

表 呉市の公共文化施設一覧 (3/3)

番号	名 称	所在地・問い合わせ	施設概要
18	御手洗七卿落遺跡	呉市豊市民センター 呉市豊町御手洗字蛭子町255番地 1 0823-66-2131	【建 物】 木造2階建 【敷地面積】 595㎡ 【延床面積】 308㎡ 【利用時間】 9時00分～17時00分 【休 館 日】 火曜日(祝日等の場合は翌日), 12/29～1/3
19	船宿	呉市豊市民センター 呉市豊町御手洗字住吉町325番地 0823-66-2131	【建 物】 木造2階建 【敷地面積】 191㎡ 【延床面積】 136㎡ 【利用時間】 9時00分～17時00分 【休 館 日】 火曜日(祝日等の場合は翌日), 12/29～1/3
20	旧柴屋住宅	呉市豊市民センター 呉市豊町御手洗字常盤町174番地 0823-66-2131	【建 物】 主屋:木造2階建,土蔵・納屋・通路・便所:木造平屋建 【敷地面積】 500㎡ 【延床面積】 323㎡ 【利用時間】 9時00分～17時00分 【休 館 日】 火曜日(祝日等の場合は翌日), 12/29～1/3

2 呉市の文化財一覧

(1) 文化財の種類

ア 指定文化財（文化財保護法による分類）

有形文化財……建造物・絵画・彫刻・工芸品・書跡・典籍・古文書その他の有形の文化的所産で、歴史上または芸術上価値の高いもの、及び考古資料

無形文化財……演劇・音楽・工芸技術その他の無形の文化的所産で、歴史上又は芸術上価値の高いもの

民俗文化財……衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習，民俗芸能及びこれらに用いられる衣服・器具・家屋その他の物件で，生活の推移の理解のため欠くことのできないもの

記念物……歴史上又は学術上価値の高い遺跡等（史跡）
芸術上又は観賞上価値の高い名勝地（名勝）
学術上価値の高い動物・植物・地質鉱物（それらの存する地域を含む。）（天然記念物）

伝統的建造物群…周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの

イ 登録有形文化財

文化財的価値のある建造物を活用しながら保存する制度。建築後50年を経過した建造物が対象

(2) 呉市内の指定・登録文化財

平成29年4月1日現在

ア 指定・登録文化財数

区 分	国指定	県指定	市指定	国登録	計
有形文化財	8	8	59	12	87
無形文化財			5		5
有形民俗文化財			4		4
無形民俗文化財			1		1
史 跡		10	15		25
名勝天然記念物		1			1
名 勝			4		4
天然記念物	1	3	23		27
重要伝統的建造物群保存地区	1				1
計	10	22	111	12	155

イ 国・県・市指定文化財

区分	登録年月日	名称	所在地
国重要文化財	S10.4.30	紙本墨書後櫻町天皇宸翰心経百九卷 (自 明和八年 至 文化九年)	呉市内
	S10.4.30	紙本墨書後櫻町天皇宸翰六字名號 (自 明和八年 至 天明七年)	呉市内
	S34.6.27	三十二間二方白星兜鉢	広大新開3丁目(呉港高等学校)
	S40.5.29	色々威腹巻 附 総覆輪筋兜鉢 1頭 黒韋威大袖 1双	広大新開3丁目(呉港高等学校)
	S57.6.11	桂濱神社本殿 附 宮殿 3基 棟札 1枚 (文明十二年六月二日)	倉橋町字前宮ノ浦
	H10.12.25	旧呉鎮守府司令長官官舎	幸町(入船山記念館)
	H11.5.13	本庄水源地堰堤水道施設	焼山北3丁目
	H17.7.22	旧澤原家住宅	長ノ木町
国天然記念物	S6.2.20	アビ渡来群游海面	豊浜町
国重要伝統的建造物群保存地区	H6.7.4	呉市豊町御手洗伝統的建造物群保存地区	豊町御手洗
県重要文化財	S50.4.8	木造観音菩薩立像及び胎内納入品 木造十一面観音立像 1軀 木造不動明王立像 1軀 小骨片 1片印 仏 1,840枚	安浦町内海北5丁目
	S50.9.19	刀 銘 備州三原住貝正近作 天正三年二月日	海岸1丁目
	S60.3.14	木造薬師如来立像 附 木造日光・月光菩薩立像 2軀 木造十二神将立像 12軀	川尻町久俊2丁目
県重要文化財	S60.3.14	木造阿弥陀如来立像	川尻町久俊2丁目
	H3.4.22	絹本着色親鸞上人絵伝 附 溜塗鞘筥 1口 包紙 4枚	川尻町東3丁目
	H5.10.18	木造十一面観音立像	倉橋町字上清水
	H8.9.30	住吉神社本殿・瑞垣及び門 附 覆屋 1棟 幣殿 1棟 棟札 3枚	豊町御手洗字住吉町
	H8.9.30	恵美須神社本殿・拝殿 附 覆屋 1棟 棟札 2枚	豊町御手洗字蛭子町
県史跡	S15.2.23	三之瀬朝鮮信使宿館跡	下蒲刈町字三之瀬
	S15.2.23	蒲刈島御番所跡	下蒲刈町字三之瀬
	S15.2.23	三之瀬御本陣跡	下蒲刈町字三之瀬
	S15.2.23	御手洗七卿落遺跡	豊町御手洗字蛭子町
	S15.2.23	若胡子屋跡	豊町御手洗字天神
	S19.5.30	万葉集遺跡長門島松原(桂濱神社境内)	倉橋町字前宮ノ浦
	S26.4.6	伝清盛塚	音戸町字鱒浜
	S29.4.23	石泉文庫及塾・僧叡之墓	広長浜3丁目
	S48.3.28	大浜の社倉	豊浜町大字大浜字牛原
S63.12.26	丸子山城跡	倉橋町城之岸	
県名勝天然記念物	S24.10.28	二級峽	広町・郷原町
県天然記念物	S12.5.28	豊浜のホルトノキ群叢	豊浜町大字豊島字札場口
	S29.4.23	大岐神社のムク	豊浜町大字大浜字南立花
	S59.11.19	川尻のソテツ	川尻町東3丁目
市有形文化財	S41.10.1	広村近世文書	広吉新開2丁目(広図書館)
	S41.10.1	眞光寺の梵鐘	広大広2丁目
	S41.10.1	誓光寺の梵鐘	吉浦中町2丁目
	S43.10.1	向日原神社の本殿	押込3丁目
	S44.10.1	阿賀村近世文書	阿賀中央6丁目(阿賀市民センター)
	S45.10.1	郷原村近世文書	幸町(入船山記念館)
	S47.3.31	神田神社の絵馬	阿賀中央1丁目
	S47.10.1	武田信宗画像	広大新開3丁目(呉港高等学校)
	S47.10.1	頼山陽画像	仁方本町1丁目
	S47.10.1	絵巻物「浦島測量之図」	幸町(入船山記念館)
	S47.10.1	安芸郡宮原村同町古絵図	幸町(入船山記念館)
	S51.10.1	入江神社明神祭お供舟(引き舟行事の由来)	広長浜2丁目
	S54.12.1	石皿	蒲刈町大浦
	S54.12.1	石さじ	蒲刈町大浦

区 分	登録年月日	名 称	所 在 地	
市有形文化財	S54.12.1	石刃	蒲刈町大浦	
	S54.12.1	石斧	蒲刈町大浦	
	S54.12.1	すり石	蒲刈町大浦	
	S55.4.30	骨蔵器	蒲刈町大浦	
	S56.10.1	旧呉海軍工廠塔時計	幸町(入船山記念館)	
	S57.7.1	木造釈迦如来坐像	蒲刈町宮盛字前田	
	S57.7.1	観音菩薩立像	蒲刈町大浦	
	S57.7.1	石仏	蒲刈町向	
	S57.10.1	澤原家近世・近代史料	幸町(入船山記念館)	
	S59.10.1	三刀家史料(蘭学史料等)	仁方町戸田	
	S61.11.1	灰仏(観音菩薩立像)	蒲刈町向	
	S61.11.1	入れ歯	蒲刈町大浦	
	S61.12.1	善通寺の手水鉢	広三芦2丁目	
	S62.11.11	倉橋板「孝経外伝」版木 附 収納箱	倉橋町字前宮ノ浦(倉橋歴史民俗資料館)	
	H1.3.30	磯神社の舟形石の手水鉢	仁方町戸田	
	H3.3.30	西福寺五輪塔	安浦町内海北5丁目	
	H3.3.30	瑞雲寺の当麻曼荼羅	安浦町三津口1丁目	
	H3.3.30	瑞雲寺の仏涅槃図	安浦町三津口1丁目	
	H3.11.14	木造金剛力士立像	川尻町久俊2丁目	
	H4.4.10	木造親鸞聖人座像 附 寄附状 3幅 縁起文 1巻	川尻町東3丁目	
	H6.3.15	吉田邸	下蒲刈町下島	
	H6.3.15	留春居	下蒲刈町三之瀬	
	H6.3.15	旧木上家住宅	下蒲刈町下島	
	H6.12.8	船宿(旧村井・旧木村・北川家住宅)	豊町御手洗字住吉町	
	H7.1.27	松井俊卓 住館	安浦町三津口1丁目	
	H7.3.10	向日原神社の幣殿及び拜殿	押込3丁目	
	H7.3.31	紙本墨書大般若経 附 経櫃二櫃	倉橋町字前宮ノ浦(倉橋歴史民俗資料館)	
	H7.5.1	丸本家住宅	下蒲刈町三之瀬	
	H9.4.25	野路山伊音城 弘法寺岩屋(本堂)	安浦町大字中切	
	H9.4.25	弘法寺 梵鐘	安浦町大字中切	
	H9.4.25	野路山伊音城 弘法寺岩屋八十八ヶ所	安浦町大字中切	
	H11.2.5	満舟寺石垣	豊町御手洗字榎町	
	H11.12.3	不動明王立像	蒲刈町大浦	
	H11.12.3	薬師如来坐像	蒲刈町大浦	
	H11.12.3	持国天・増長天立像	蒲刈町大浦	
	H15.12.15	伊能忠敬御手洗測量之図	幸町(入船山記念館)	
	H16.2.26	胡子神社	川尻町小用2丁目	
	H16.3.15	旧柴屋住宅	豊町御手洗字常盤町	
	H20.3.24	多賀雄神社の本殿及び祓い殿	苗代町	
	H21.4.28	盛秋(広村遠景画)	広古新開2丁目(広市民センター)	
	H23.4.28	旧金子家住宅	豊町御手洗字常盤町	
H25.4.24	宇津神社棟札	豊町大長		
H27.4.24	朝鮮人来朝覚備前御馳走船行烈図	下蒲刈町地内		
H27.4.24	亀山八幡神社本殿	安浦町内海北5丁目		
H28.12.20	旧呉海軍工廠砲煩部火工場機械室 (海上保安大学校煉瓦ホール)	呉市若葉町		
市無形文化財	S44.10.1	小坪神楽	広小坪1丁目	
	S45.10.1	仁方の櫛踊り	仁方本町2丁目	
	S48.10.1	阿賀のお漕船	阿賀南5丁目	
	S54.3.31	音戸の舟唄	音戸町	
	S54.3.31	音戸清盛祭	音戸町	
市有形民俗文化財	S61.11.1	遍路装束	蒲刈町向	
	S61.11.1	盃状穴	蒲刈町向	
	H15.12.15	木造農船 大長丸	豊町大長	
	H17.3.14	厳島神社管絃祭御座船	倉橋町字前宮ノ浦	
市無形民俗文化財	H13.3.23	堀越祇園社祇園祭	川尻町東3丁目	
	市史跡	S41.10.1	入船山及び旧長官官舎	幸町(入船山記念館)
		S41.10.1	広邑新墾碑	広古新開2丁目(広市民センター)
S41.10.1		長渠の碑	宮原4丁目(宮原小学校)	

区 分	登録年月日	名 称	所 在 地
市史跡	S44.10.1	道標	広横路3丁目
	S49.2.1	岩樋水門跡	広名田2丁目
	S51.10.1	宇都宮黙霖翁誕生の地	広長浜3丁目
	S51.10.1	宇都宮黙霖翁終焉の地	長ノ木町
	S54.10.1	黒瀬街道の常夜燈	広町・郷原町
	S54.12.1	峠古墳	蒲刈町宮盛
	S55.10.1	二河(上・下)井手跡	大字荘山田村(二河峡公園)
市史跡	S62.8.19	宝積寺五輪塔群	川尻町原山1丁目
	H1.3.20	岩屋古墳	倉橋町鹿老渡
	H1.6.5	薫風塚	川尻町久筋1丁目
	H15.8.21	大須和城	川尻町森4丁目
市名勝	H17.3.18	元標(行程標的)	広本町3丁目
	S40.10.1	二河峡	大字荘山田村(二河峡公園)
	S42.10.1	白糸の滝	広町
	S54.10.1	深山の滝	焼山町
市天然記念物	S55.10.1	岩山	郷原町
	S40.10.1	郷原のプチサンショウウオ	郷原町大積川上流
	S40.10.1	八岩華神社のクスノキ	仁方西神町
	S40.10.1	新堂平神社のシイノキ	郷原町
	S40.10.1	田中八幡神社のフジノキ	天応宮町
	S41.10.1	磯神社のウバメガシの群叢	仁方町戸田
	S42.10.1	新堂平神社の社叢	郷原町
	S42.10.1	田中八幡神社の社叢	天応宮町
	S43.10.1	高尾神社のフジノキ	焼山中央2丁目
	S43.10.1	吉浦八幡神社の社叢	吉浦西城町
	S45.10.1	神田神社の社叢	阿賀中央1丁目
	S47.3.31	広青年教育センターの蘇鉄	広古新開2丁目(広市民センター)
	S50.10.1	冠崎のヤマモモ	阿賀南9丁目
	S53.10.1	銭神岩	郷原町
	S58.10.1	白糸の滝の溶結凝灰岩	広町
	S58.10.1	阿賀のサルスベリ	阿賀中央1丁目
	H7.3.10	郷原町のエノキ	郷原町
	H8.2.20	広小坪の褶曲と断層	広小坪1丁目
	H9.4.25	黒地の浜 地層(紅柱石)	安浦町三津口6丁目
	H9.4.25	市原観音堂 菩提樹	安浦町大字中畑字市原
	H9.4.25	梁平神社の山桃	安浦町大字赤向坂字上ノ前
	H9.7.3	野呂山岩海	川尻町板休(野呂山地区)
	H13.3.23	楠の大木	川尻町森1丁目
	H23.4.28	宇津神社のホルトノキ	豊町大長

ウ 登録有形文化財

区 分	登録年月日	名 称	所 在 地
国登録有形文化財	H9.5.7	呉市入船山記念館休憩所(旧東郷家住宅離れ)	幸町(入船山記念館)
	H9.11.5	観瀾閣	下蒲刈町三之瀬
	H9.11.5	松籟亭	下蒲刈町下島
	H10.10.9	呉市上下水道局宮原浄水場低区配水池	青山町
	H10.10.9	呉市上下水道局平原浄水場低区配水池	平原町
	H10.10.9	呉市上下水道局二河水源地取入口	大字荘山田村(二河峡公園)
	H15.4.8	飛弾家住宅主屋	豊町大長
	H15.4.8	飛弾家住宅離れ	豊町大長
	H15.4.8	飛弾家住宅蔵門	豊町大長
	H15.4.8	飛弾家住宅蔵	豊町大長
	H15.4.8	飛弾家住宅観音堂	豊町大長
	H23.10.28	呉市入船山記念館旧高鳥砲台火薬庫	幸町(入船山記念館)

エ 呉市外にある呉市所有の文化財

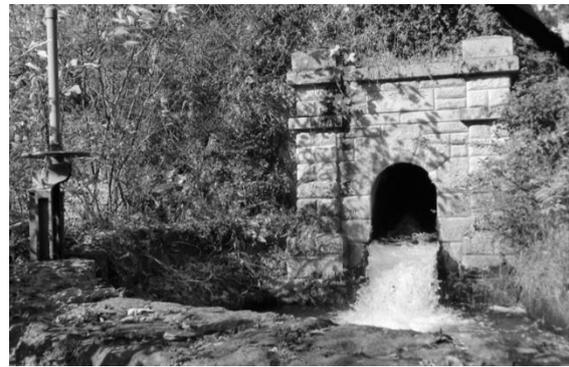
区 分	登録年月日	名 称	所 在 地
国登録有形文化財	H11.7.8	呉市上下水道局三永水源地堰堤	東広島市西条町下三永

3 呉市の日本遺産構成文化財写真一覧

平成29年4月1日現在



1 旧呉鎮守府司令長官官舎
※国重要文化財



4 呉市上下水道局二河水源地取入口
※国登録有形文化財



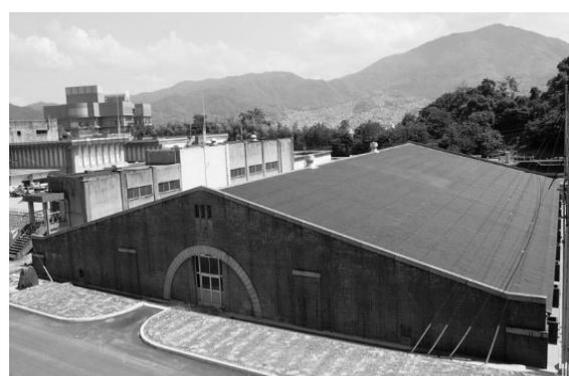
2 呉市入船山記念館休憩所(旧東郷家住宅離れ)
※国登録有形文化財



5 本庄水源地堰堤水道施設(堰堤, 丸井戸,
第一量水井, 階段) ※国重要文化財



3 海上自衛隊呉地方総監部第一庁舎(旧呉鎮守
府庁舎) 及び地区内のれんが建物群



6 呉市上下水道局宮原浄水場低区配水池
※国登録有形文化財



7 アレイからすこじま
(旧海軍工廠本部前護岸及び関連施設)



10 呉市入船山記念館旧高鳥砲台火薬庫
※国登録有形文化財



8 旧呉海軍工廠塔時計 (呉市入船山記念館内)
※呉市有形文化財



11 呉湾 (広湾) を守る砲台群 高鳥砲台跡



9 昭和町れんが倉庫群



12 呉軍港全図 (呉市入船山記念館所蔵)



13 ジャパンマリンユナイテッド (株)
呉事業所大屋根
(旧呉海軍工廠造船部造船船渠大屋根)



16 長迫公園 (旧海軍墓地)



14 呉市海事歴史科学館 (大和ミュージアム)
の所蔵資料 10分の1 戦艦大和



17 歴史の見える丘



15 旧呉海軍工廠海軍技手養成所跡と周辺の
海軍遺構



18 海上保安大学校煉瓦ホール
(旧呉海軍工廠砲煩部火工場機械室)

4 呉市文化芸術振興計画策定懇話会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 呉市の文化芸術の振興を総合的かつ計画的に推進し、心豊かで活力あふれる郷土の実現に向けて取り組むために、呉市文化芸術振興計画(以下「計画」という。)の策定を行うにあたり、意見交換を行いながら計画の内容などの充実を図るため、呉市文化芸術振興計画策定懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の事務を所掌する。

- (1) 計画の提言に関する事務
- (2) 文化芸術振興の実態把握及び調査に関する事務
- (3) その他計画内容に関する事務

(組織)

第3条 懇話会は、呉市長が委嘱した10人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、計画策定に関する審議が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第4条 懇話会には、委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、主宰する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

3 会長が必要と認めるときは、特定の事項について関係のある委員のみで会議を開催することができる。

(庶務)

第6条 懇話会の所掌は、文化スポーツ部文化振興課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年8月22日から施行する。

呉市文化芸術振興計画策定懇話会委員名簿

選出区分	氏名	所属団体
各種関係 団体代表者	脊戸 昭典	呉市文化団体連合会
	黒瀬 基郎	呉美術協会
	藤原 敬	呉市音楽家協会
	神垣 良子	呉青年会議所
学校教育 関係者	品川 美保子	呉市小学校長会
	松田 恭尚	呉市立中学校長会
	田中 清裕	広島県公立高等学校長協会呉支部
学識経験者	岡本 二郎	呉市文化財保護委員会
	村尾 征之	呉市伝統的建造物群保存地区保存審議会

任期：平成28年12月1日から平成29年8月25日まで

呉市文化芸術振興計画

発行日	平成29年10月
発行	呉市
編集	呉市文化スポーツ部文化振興課 〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 電話0823-25-3461